

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年11月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800147号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800103号

第1 結論

請求者のA社における平成25年7月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成25年7月及び同年8月の標準報酬月額については、30万円から34万円とする。

平成25年7月及び同年8月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年7月及び同年8月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年7月1日から同年9月1日まで

請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額について、事業主が年金事務所に対して月額変更届を提出していなかった。その後、月額変更届が提出され、記録訂正されているものの、当初、届け出た標準報酬月額との差額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成25年賃金台帳により、請求期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳により確認で

きる本来の報酬月額から 34 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 25 年 7 月及び同年 8 月について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に対し提出したか否かは不明と回答している一方、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 25 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1800195 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1800102 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 27 年 7 月 6 日から同年 10 月 1 日まで
② 平成 26 年 4 月 18 日から同年 9 月 1 日まで

A 社の C 事業所に D 職として勤務した請求期間①及び B 社に派遣社員として勤務した請求期間②に係る標準報酬月額の記録が実際に支給されていた給与額と比べて低く記録されている。給与支給 (支払) 明細書を提出するので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された A 社に係る給与支給明細書及び同社から提出された請求者に係る「時給制の期間雇用社員賃金台帳」により、請求者は請求期間①においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額 (18 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、日本年金機構から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届において、標準報酬月額 18 万円に見合う報酬月額が届出されていることが確認できる上、上記給与支給明細書及び賃金台帳並びに日本年金機構の回答から判断すると、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額は 18 万円が妥当である。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者から提出されたB社に係る給与支払明細書及び同社から提出された賃金台帳により、請求者は請求期間②においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、日本年金機構から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届において、標準報酬月額 17万円に見合う報酬月額が届出されていることが確認できる上、上記給与支払明細書及び賃金台帳並びに日本年金機構の回答から判断すると、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額は17万円が妥当である。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800232号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800104号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和60年1月31日から同年3月1日まで
② 昭和60年3月1日から同年10月1日まで

請求期間①について、A社を昭和60年2月末日に退職したが、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年1月31日と記録されている。給与支給明細書を提出するので年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、B社に昭和60年3月1日から勤務したが、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が同年10月1日と記録されている。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出されたA社に係る昭和60年1月分及び同年2月分と記載のある給与支給明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、A社の離職年月日は、昭和60年1月30日と記録されており、オンライン記録により確認できる厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間①当時の事業主に照会するも回答が得られず、請求者の請求期間①に係る勤務について確認することができない。

さらに、上記給与支給明細書からは請求者の退職年月日を確認できず、オンライン記録により、請求期間①にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会したものの請求者の退職年月日を記憶している者はおらず、請求期間①の勤務実態を確認すること

ができない。

加えて、請求者が請求期間①を退社後に勤務したC社（請求期間当時は、B社）から提出された請求者にかかる人事索引簿によると、請求者の入社年月日は昭和60年2月1日と記録されていることから、請求期間①のうち、同年2月1日から同年3月1日までの期間において同社に勤務していたことが確認できる。

- 2 請求期間②について、C社から提出された上記人事索引簿により、請求者のB社における入社年月日は請求期間②より前の昭和60年2月1日であることが確認でき、雇用保険の加入記録によると、請求者は昭和60年6月16日に同社において雇用保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、C社は、請求者の厚生年金保険被保険者の資格取得に係る届出を請求どおり行ったかは不明である旨回答しているものの、同社から提出された厚生年金保険に係る台帳の請求者の資格取得年月日は昭和60年10月1日と記載されており、企業年金連合会から提出された請求者に係る「中脱記録照会（回答）」によると、厚生年金基金の加入員資格の取得年月日は昭和60年10月1日と記録されており、オンライン記録により確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致している。

また、請求者はB社において、営業担当で販売係であったとしているところ、C社から提出されたB社に係る「Ⅶ諸手続要領」によれば、販売係の入社時の身分は「委任」であり、厚生年金保険に加入するのは資格査定で社員登用基準に達し、社員登用した後に厚生年金保険の加入資格を取得できる身分に達した場合である旨記載されているが、請求者は契約書等を保有しておらず、当該身分に達した年月日を確認することができない上、オンライン記録により同社において請求者と同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことの確認できる複数の者に照会したところ、回答のあった複数の者が、同社では入社後すぐには厚生年金保険に加入していなかった旨回答している。

さらに、請求者は請求期間②に係る給与明細書等を保有しておらず、回答のあった複数の者も給与明細書等を保有していないことから、請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。